平 成 3 0 年 度

芦屋市財政健全化等審査意見書

芦屋市監査委員

芦 監 報 第 10 号 令和元年 8 月 2 8 日

芦屋市長 伊藤 舞 様

芦屋市監査委員 山 本 彼一郎 同 福 井 美奈子

平成30年度財政健全化等の審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により,審査に付された平成30年度決算に係る健全化判断比率及び地方公営企業法の規定を適用しない企業の特別会計に係る資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果,その意見を次のとおり提出します。

# 平成30年度芦屋市財政健全化等審査意見

## 第1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下「財政健全化法」という。)第3条第1項及び第22条第1項の規定により,市長から提出された平成30年度決算に係る健全化判断比率(実質赤字比率,連結実質赤字比率,実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称)及び地方公営企業法の規定を適用しない企業(以下「法非適用企業」という。)の特別会計に係る資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第2 審査の期間

令和元年8月6日から令和元年8月21日まで

#### 第3 審査の方法

本審査は、市長から提出された平成 30 年度決算に係る健全化判断比率及び法非適用企業の特別会計に係る資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

#### 第4 審査の結果

審査に付された平成 30 年度決算に係る健全化判断比率及び法非適用企業の特別会計に係る 資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されて いるものと認められる。

#### 1 概要

## (1) 健全化判断比率の状況

平成 30 年度の健全化判断比率は以下のとおりであり、このうち、実質赤字比率及 び連結実質赤字比率については、いずれも赤字額が生じなかったため比率が算定され なかった。

(単位: %)

区分	平成 30 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	_	12. 24	20.00
連結実質赤字比率	_	17. 24	30.00
実質公債費比率	10.6	25. 0	35. 0
将来負担比率	97. 0	350. 0	

\*財政健全化法の規定に基づき、健全化判断比率のいずれかが上記各基準以上である場合には財政の早期健全化又は再生のための計画を定めなければならないとされている。

## (2) 資金不足比率の状況

平成30年度の地方公営企業法の規定を適用しない企業(以下「法非適用企業」という。)の特別会計に係る資金不足比率は以下のとおりであり、資金不足額が生じなかったため比率が算定されなかった。

なお、対象となる本市の特別会計は、都市再開発事業特別会計のみである。

(単位: %)

区 分	平成 30 年度	経営健全化基準
都市再開発事業特別会計	_	20.0

\* 財政健全化法の規定に基づき、公営企業の資金不足比率が上記基準以上である場合には、公営企業の経営健全化のための計画を定めなければならないとされている。

# 2 各比率ごとの状況

## (1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、地方公共団体の一般会計等(芦屋市においては一般会計及び公共用地取得費特別会計)に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の標準的な財政規模に対する割合で表したものであり、この比率が高いほど、財政の健全度が低い。

算定式及び算定年度における各算定要素の内訳は以下のとおりである。

[算定式]		
実質赤字比率(%)	_	一般会計等の実質赤字額
天貝が十九年(70)	_	標準財政規模

## ① 実質赤字額の内訳

(単位:千円)

一般会計の実質収支額	504, 966	(黒字)
公共用地取得費特別会計の実質収支額	75, 924	(黒字)
合計	580, 890	(黒字)

<sup>\*</sup>この算定で用いる一般会計の実質収支額は、算定上の取扱いにより、実際の一般会計の 実質収支額とは異なる。

# ② 標準財政規模の算定

(単位:千円)

標準税収入額等	22, 700, 519
普通交付税額	69, 024
臨時財政対策債発行可能額	119, 259
合計	22, 888, 802

\*以降の連結実質赤字比率,実質公債費比率,将来負担比率の算定において用いる標準財政規模も同様である。

## ③ 実質赤字比率の算定

以上により、平成30年度の一般会計等の実質収支5億8,089万円の黒字となり、実 質赤字額は生じない。この場合、実質赤字比率は算定されない。

# (2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、実質赤字比率算定の際の一般会計等に加え、特別会計及び 公営企業会計を含む全会計に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の標準的 な財政規模に対する割合で表したものであり、この比率が高いほど、財政の健全度が 低い。

算定式及び算定年度における各算定要素の内訳は以下のとおりである。

[算定式]		
連結実質赤字比率(%)	_	全会計の実質赤字額
	_	標準財政規模

# ① 連結実質赤字額の内訳

(単位:千円)

一般会計の実質収支額	504, 966	(黒字)
公共用地取得費特別会計の実質収支額	75, 924	(黒字)
国民健康保険事業特別会計の実質収支額	192, 372	(黒字)
介護保険事業特別会計の実質収支額	180, 900	(黒字)
駐車場事業特別会計の実質収支額	7, 060	(黒字)
後期高齢者医療事業特別会計の実質収支額	101, 905	(黒字)
都市再開発事業特別会計の資金不足(剰余)額	39, 510	(資金剰余)
水道事業会計の資金不足(剰余)額	1, 380, 284	(資金剰余)
病院事業会計の資金不足(剰余)額	128, 305	(資金剰余)
下水道事業会計の資金不足(剰余)額	331, 446	(資金剰余)
合計	2, 942, 672	(黒字)

<sup>\*</sup>この算定で用いる一般会計の実質収支額は、算定上の取扱いにより、実際の一般会計の 実質収支額とは異なる。

# ② 連結実質赤字比率の算定

以上により、平成30年度の全会計の連結実質収支は29億4,267万円の黒字となり、連結実質赤字額は生じない。この場合、連結実質赤字比率は算定されない。

## (3) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。この比率が高いほど、財政の健全度が低い。

算定式及び算定年度における各算定要素の内訳は以下のとおりである。

[算定式]

地方債の元利償還金

+ 地方債の準元利償還金

- (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に

係る基準財政需要額算入額)

実質公債費比率(%)

(3か年平均)

標準財政規模 - 元利償還金・準元利償還金に

係る基準財政需要額算入額

① 地方債の元利償還金・準元利償還金の内訳

(単位:千円)

地方債の元利償還金	5, 452, 543
準元利償還金	1, 388, 816

- \*地方債の元利償還金=一般会計及び公共用地取得費特別会計の元利償還金
- \*準元利償還金=一般会計から下水道や病院、水道事業会計等へ支出した繰出金や補助金等のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ② 特定財源・元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額の内訳

(単位:千円)

特定財源	1, 827, 520
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	3, 171, 322

- \*これらは実質公債費比率の算定上、上記①の元利償還金から控除される要素である
- ③ 実質公債費比率の算定(上記①,②及び下記標準財政規模を算定式にあてはめ。過去 2か年の単年度の実質公債費との3か年平均により算定する。

(単位:%)

平成30年度実質公債費比率(単年度)	9. 34459
平成29年度実質公債費比率(単年度)	16. 81653
平成28度実質公債費比率(単年度)	5. 85313
平成30年度実質公債費比率(3か年平均)	10.6
標準財政規模	22, 888, 802

以上のとおり、平成30年度の実質公債費比率は単年度では9.34459%となり、3か年 平均は10.6%と前年度に比べ2.3%上昇した。

# ④ 比率の対前年度との変動要因分析

#### 【分子の構成要素】

(増加で比率の上昇要因,減少で比率の低下要因となる要素)

(単位:千円)

項目	平成30年度	平成29年度	増減額
地方債の元利償還金	5, 452, 543	7, 313, 960	△ 1,861,417
準 元 利 償 還 金	1, 388, 816	1, 201, 324	187, 492
計	6, 841, 359	8, 515, 284	$\triangle$ 1, 673, 925

(増加で比率の低下要因,減少で比率の上昇要因となる要素)

(単位:千円)

	項	目		平成30年度	平成29年度	増減額
特	定	財	源	1, 827, 520	1, 839, 718	△ 12, 198
元利償準 財	還金・準元和 政 需 要	刊償還金に 額 算	係る基 入 額	3, 171, 322	3, 382, 002	△ 210, 680
	計	•		4, 998, 842	5, 221, 720	△ 222,878

#### 【分母の構成要素】

(増加で比率の低下要因,減少で比率の上昇要因となる要素)

(単位:千円)

	項目		平成30年度	平成29年度	増減額			
標	準	財	政	規	模	22, 888, 802	22, 967, 279	△ 78, 477

(増加で比率の上昇要因,減少で比率の低下要因となる要素)

(単位:千円)

項目	平成30年度	平成29年度	増減額
元利償還金・準元利償還金に係る基 準 財 政 需 要 額 算 入 額		3, 382, 002	△ 210, 680

以上を分析すると、地方債の元利償還金・準元利償還金が昨年度に比べて約17億円減少したため、平成30年度(単年度)の実質公債費比率は平成29年度(単年度)に比べ低下した。

しかし、前年度の平成29年度(単年度)の実質公債費比率は、公共用地取得費特別会計において満期を迎えた地方債約25億円の償還があった影響により大きく上昇したことから3か年平均ではその影響が残っていることに加え、比率の算定上控除される、元利償還金・準元利償還等金に係る基準財政需要額算入額が、阪神・淡路大震災の復旧・復興事業によりにより借り入れた市債の償還が進んだことで減少したため、平成平成30年度(3か年平均)の実質公債費比率は上昇した。

# (4) 将来負担比率

将来負担比率とは、借入金(地方債)など、地方公共団体が抱えている負債の大き さを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。この比率が高 いほど、財政の健全度が低い。

算定式及び算定年度における各算定要素の内訳は以下のとおりである。

 「算定式」
 将来負担統 一 充当可能財源等

 標準財政規模 - 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

# ① 将来負担額の内訳

(単位:千円)

	(11= : 114)
地方債残高①(一般会計)	50, 141, 380
地方債残高②(公共用地取得費特別会計)	2, 496, 600
債務負担行為に基づく支出予定額	5, 743, 105
他会計地方債元金償還金に充てる一般会計等負担見込額	9, 551, 576
組合負担等見込額	72, 830
退職手当負担見込額	4, 499, 651
設立法人の負債額等負担見込額	10, 667
将来負担額合計	72, 515, 809

#### ② 充当可能財源等の内訳

(単位:千円)

充当可能基金	14, 165, 698
充当可能特定歳入	14, 918, 591
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入見込額	24, 287, 686
充当可能財源等合計	53, 371, 975

<sup>\*</sup>充当可能財源等とは、基金など、将来負担比率の算定上、上記①の将来負担額から控除される要素である。

#### ③ 将来負担比率の算定(上記算定式にあてはめ)

(単位:千円)

将来負担額(上記①)	72, 515, 809
充当可能財源等 (上記②)	53, 371, 975
標準財政規模	22, 888, 802
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	3, 171, 322

以上の結果,平成30年度の将来負担額は97.0%となり,前年度と比べ6.6ポイント 上昇した。

# ④ 比率の対前年度との変動要因分析

## 【分子の構成要素】

(増加で比率の上昇要因,減少で比率の低下要因となる要素) (単位:千円)

項目	平成30年度	平成29年度	増減額
地 方 債 残 高 ① ( 一 般 会 計 )	50, 141, 380	49, 810, 109	331, 271
地 方 債 残 高 ② (公共用地取得費特別会計)	2, 496, 600	3, 197, 600	△ 701,000
債務負担行為に基づく 支 出 予 定 額	5, 743, 105	6, 401, 942	△ 658,837
他会計地方債元金償還金に充てる一般会計等負担見込額	9, 551, 576	8, 910, 393	641, 183
組合負担等見込額	72, 830	106, 306	△ 33, 476
退職手当負担見込額	4, 499, 651	4, 703, 130	△ 203, 479
設 立 法 人 の 負 債 額 等 負 担 見 込 額	10, 667	8, 846	1,821
計	72, 515, 809	73, 138, 326	△ 622, 517

(増加で比率の低下要因、減少で比率の上昇要因となる要素) (単位:千円)

項目	平成30年度	平成29年度	増減額
充 当 可 能 基 金	14, 165, 698	13, 887, 171	278, 527
充 当 可 能 特 定 歳 入	14, 918, 591	15, 053, 498	△ 134, 907
元利償還金・準元利償還金に係る 基 準 財 政 需 要 額 算 入 見 込 額		26, 486, 282	△ 2, 198, 596
計	53, 371, 975	55, 426, 951	△ 2,054,976

## 【分母の構成要素】

(増加で比率の低下要因,減少で比率の上昇要因となる要素) (単位:千円)

	項目				平成30年度	平成29年度	増減額		
標	準	財	政	規	模	22, 888, 802	22, 967, 278	△ 78, 476	

【増加で比率の上昇要因、減少で比率の低下要因となる要素】 (単位:千円)

項目	平成30年度	平成29年度	増減額
元利償還金・準元利償還金に係る 基 準 財 政 需 要 額 算 入 額		3, 382, 002	△ 210, 680

以上を分析すると、将来負担額のうち、一般会計の地方債残高が前年に比べやや増加したものの、将来負担額全体では約6億円減少している。

一方,将来負担額から控除される充当可能財源等のうち,元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入見込額等は,阪神・淡路大震災の復旧・復興事業により借り入れた市債の償還が進んでだことで約22億円と大きく減少し,控除見込額が将来負担額の減少を大きく上回って減少したため,将来負担比率も低下した。

# (5) 資金不足比率

資金不足比率とは、地方公共団体の公営企業会計における資金不足を、その公営企業の事業規模に対する割合で表したものである。この比率が高いほど経営の健全度が低い。

算定式及び算定年度における各算定要素の内訳は以下のとおりである。

[算定式] 資金不足比率(%) = 事業の規模(\*)

- (\*) 事業の規模=営業収益に相当する額一受託工事収益に相当する額
- ① 平成30年度の都市再開発事業特別会計の資金不足額は以下のとおり算定される。

(単位:千円)

歳入 (ア)	703, 681
歳出(イ)	230, 330
翌年度に繰り越すべき財源(ウ)	433, 841
歳入地方債の現在高(エ)	0
解消可能資金不足額 (オ)	0
土地収入見込額 (カ)	0
事業の規模	20, 286
資金不足額 (ア) - (イ) - (ウ) - (エ) + (オ) + (カ)	39, 510

(資金剰余)

以上の結果,平成30年度の都市再開発事業特別会計は3,951万の資金剰余となり, 資金不足は生じない。この場合,資金不足比率は算定されない。

## 3 審査のまとめ

#### (1) 総括

平成 30 年度の健全化判断比率等についてまとめると,まず,実質赤字比率及び連結実質赤字比率については,実質赤字額及び連結実質赤字額を生じていないことにより比率は算定されない。

実質公債費比率については10.6%で、前年度より2.3ポイント上昇している。これは平成29年度の公共用地取得費特別会計において満期を迎えた市債の一般財源による一括償還があった影響により平成29年度単年度の実質公債費比率が大きく上昇した影響が残っていることに加えて、平成30年度の普通交付税算定において基準財政需要額に算入された経費のうち、阪神・淡路大震災の復旧・復興事業のために借り入れた地方債に係るものについて、償還が進んだことで前年度に比べて大きく減少し、実質公債費比率の算定上控除される当該需要額も減少したこと等によるものである。また、将来負担比率については97.0%で、前年度より6.6ポイント上昇している。これは、今後、普通交付税算定において基準財政需要額に算入される見込みの経費のうち、阪神・淡路大震災の復旧・復興事業のために借り入れた地方債に係るものについて、償還が進んだことで前年度に比べて大きく減少し、将来負担額の算定上控除さ

さらに、法非適用企業に係る特別会計の資金不足比率については、資金の不足額を 生じていないことにより比率は算定されない。

れる見込みのこれら需要額も大きく減少したこと等である。

#### (2)意見

平成 30 年度決算に係る健全化判断比率・資金不足比率において算定に用いられた各数値については、一般会計及び各特別会計の決算内容とも整合しているほか、算定基礎事項記載書についても適切に記載されており、比率は適正に算定されているものと認められる。しかしながら、算定に用いられている要素は極めて多く、算定過程も複雑であることから、今後とも慎重かつ適正な算定がなされるよう十分留意されたい。市債残高についてはここ数年、市営住宅大規模集約事業や中学校建替え事業等により一般会計で500億円弱の水準のまま推移しており、低下傾向にあった将来負担比率がやや上昇している。これら財政指標は中長期的な推移を見ることが重要であり、単年度の事業に伴う短期的な変動にとらわれる必要は必ずしもないものの、今後もJR芦屋駅南地区市街地再開発事業や中学校建替え事業などで多額の市債の発行を伴う事業が予定されていることから、将来世代への負担についても留意の上、中長期的に安定した水準となるよう常に財政指標の分析をしていくよう努められたい。

以上

# (参考) 健全化判断比率及び資金不足比率の対象となる会計

	区					分				健	全化	判断	比罩	容
一般	_	舟	九 又			会			計	実質赤字比率	$\overline{\bigwedge}$			$\overline{\ }$
会計等	一般会計等 属する特別会		公	共 用	地 取	7 得	費特	別会	計	学 比 率				
			国」	民健	隶 保	険 事	業集	序別 会	計		連			
	一般会計等以外 特別会計のうち		介	護保	険	事業	美 特	別会	計		結			
そ	公営企業に係る		<del></del> 駐	車場	易 事	業	特 5	引 会	計		実	実		将
の 他	特別会		後 ៛	胡高 歯	令者 图	医療 :	事 業 ′	特別 会	:計		質	質 公		来
の特別・		法非適E	都	市再	開発	多事	業特	別会	計		字	債		負
会計	八些人类)。	用	病	院	事	F	 業	会	計	<u>/</u>  資   金	比	費		担
	公営企業に係る特別会計	適	水	·····道	 事	 F	業	会	計	不     足     比	<b>率</b>   	比		比
		用	······· 下	·····································	 道	······ 事	······ 業	会	······ 計		7 7	,		
			· —— 阪	神				業	···· 可					率
_	部 事 務 組・	合												
広	域 連	合						事務 組					7	
			 	車 県 後	期局	齢者	'医療	広域追	<b>Ē</b> 合				4	
損失	損失補償している団体			神	福	祉	事	業	寸				H	 
			兵	庫 県	見 信	用	保	证 協	会					$\sqrt{}$

備考:「法適用」とは、地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する企業に係る特別会計であり、「法非適用」とは、地方公営企業法の規定を適用しない企業に係る特別会計である。

なお, 資金不足比率は, 各会計ごとに算定する。

# (参考)実質公債費比率及び将来負担比率の10年間の推移



